

保育所に入所できない場合の育児休業給付金期間延長について

1. 延長制度の概要

育児休業給付金は1歳に満たない子の養育により育児休業を取得するときに、1歳の誕生日の前々日まで支給されますが、**職場に復帰するために保育所の入所申込みを行っているにもかかわらず入所ができない**という場合に、一定の要件を満たしていれば1歳6か月の応当日の前々日まで（更に一定の要件を満たせば2歳の誕生日の前々日まで）を限度として支給対象期間を延長することができます。

2. 保育所に入所できないことを事由とする延長に係る要件

育児休業の申出に係る子について、保育所^(※1)への入所を希望し申込みを行っているが、その子の**1歳の誕生日において^(※2)**（又は1歳6か月まで延長が認められている場合、1歳6か月に達する日^(★)の翌日において）、当面保育が実施されない場合に延長事由に該当します。

上記については、次の①～③をすべて満たすことが必要です。

- ① 保育所への入所申込みを1歳の誕生日^(※2)の前日以前(又は1歳6か月に達する日以前)に行っていること。
- ② 入所希望日(利用開始日)が1歳の誕生日^(※2)（又は1歳6か月に達する日の翌日）の属する月であること。
但し、入所希望日は誕生日の翌日以降でないこと。（1歳6か月においても同様）
- ③ 1歳の誕生日^(※2)（又は1歳6か月に達する日の翌日）以後の期間において、当面保育の実施がされないこと。

※1：無認可保育園は対象外です。

※2：パパ・ママ育休プラス制度を利用している場合は、「1歳の誕生日」を「1歳2か月までに到来する育児休業終了予定日」と読み替えて取り扱います。

★「～に達する日」とは、応当日の前日を指します。
1歳の誕生日が3月20日なら、1歳6か月の応当日は9月20日で、1歳6か月に達する日は9月19日。

入所希望日が1歳の誕生月(又は1歳6か月になる月)である事!

(例) 毎月1日が入園日の市区町村の場合

3/20 誕生日なら、入所希望日は3/1（1歳6か月の際は9/1）
=よって、入所希望日が4/1になっているものは不可です!

重要

自治体により、保育園の入所申込み時期（締め切り）が様々であるため、申込みの際は**十分(数か月程度)余裕をもって市区町村にご確認ください。**

3. 延長対象とならない事例

(事例1)

市区町村に問合せをしたところ、年度途中の入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、**入所申込みを行わなかった**場合。

(事例2)

保育所の**入所申込日が1歳の誕生日以降**となっている場合（=事前に申込みをしなかった場合）。

(事例3)

保育所の**入所希望日(利用開始日)が1歳の誕生日の翌日以降**となっている場合。

(事例4)

第一次申込みで内定を得たが、止むを得ない事情（一次申込後から内定辞退までの間に住所が変わった等）がなく、**内定を辞退した**場合。

4. 延長の際の確認書類

以下の①、②が必要となります。

- ① 市区町村が発行した「**保育所入所不承諾通知書**」や「**利用調整結果通知書(保留)**」の写し
各月1日が利用開始日の市区町村の場合、誕生日の属する月(又は1歳6か月に達する日の翌日の属する月)のものがが必要です。例えば3月20日が誕生日の場合、3月入所分の保留通知(利用開始日が3月1日のもの)が必要。
- ② 必要に応じて下記の書類を添付
- (ケース1)
①の保留通知書類に入所希望日が明記されていない場合 ⇒ **保育所入所申込書の写し**が必要
- (ケース2)
入所申込みを1歳の誕生日(又は1歳6か月)より前に行い、発行された保留通知書類には入所希望日ではなく「保留の有効期限」が記載されている場合 (=入所が決まった際に連絡が来る仕組みの市区町村の場合)
⇒ **1歳の誕生日(又は1歳6か月の属する月)が保育所未定である事の証明書の取寄せが別途必要**
- (ケース3)
(ケース2)において1歳の誕生日(又は1歳6か月の属する月)時点で保育所が未定であるが、その証明書を求めても市区町村より発行されない場合
⇒ 「**本人自筆の疎明書**」と「**保留の有効期限内であることが確認できる保留通知書類**」が必要

育児休業給付金の期間延長に際しては、1歳誕生日の前日(又は1歳6か月に達する日の前日)までに、それぞれ市区町村に**保育所の事前申込みを行っていることが必須**です。

5. 申請書の書き方

支給申請手続きに必要な書類(賃金台帳・出勤簿等)と4にある確認書類を添付のうえ、支給申請書の18欄(受給資格確認票では26欄)に支給対象となる期間の「延長事由-期間」を記載してください。その際、延長期間の初日には、1歳の誕生日の前日(又は1歳6か月に達する日)を記入してください。

6. 給付金期間延長に係る申請時期について

延長申請は下記の期間中に支給申請手続きと合わせて行ってください。

1歳に達する日*(誕生日の前日)以降(※2回目の延長の際は、1歳6か月に達する日)
かつ 支給対象期間初日から4か月を経過する日の属する月の末日

(例) 出産日が3/20で、育児休業開始日が5/16の場合、下記どちらかの申請時に延長申請を行ってください。

支給単位期間が $\frac{1}{16} \sim \frac{2}{15}$ と印字され、支給終了年月日が3/18となっている場合は、
 $\frac{2}{16} \sim \frac{3}{15}$ 延長申請が可能なのは、3/19～5/31の期間中です。

支給単位期間が3/16～3/18と印字され、支給終了年月日が3/18となっている場合は、
支給単位期間にはそれぞれ その1: 3/16～4/15 と記入し*、延長申請は 5/16～7/31 の期間中に行ってください。
その2: 4/16～5/15

※延長申請時に職場復帰している場合、支給単位期間には職場復帰日前日までを記入し、申請は復帰日以降に可能となります。

注意

3/16～3/18の3日分の申請を行うと給付金がそこで終了しますので、延長申請を行う場合については、上記のように支給単位期間に3/16～4/15(又は3/16～復帰日前日の日付)と記入し、印字された終了年月日以降も給付金期間がそのまま継続するよう記載する必要があります。